

土地の無償譲渡について（新橋四丁目）

1 概要

環状第二号線と路線が重複した特別区道第14号線、38号線、40号線及び42号線については、令和2年第1回港区議会定例会へ廃止に係る議案を提出し、議決の上、廃止しました。

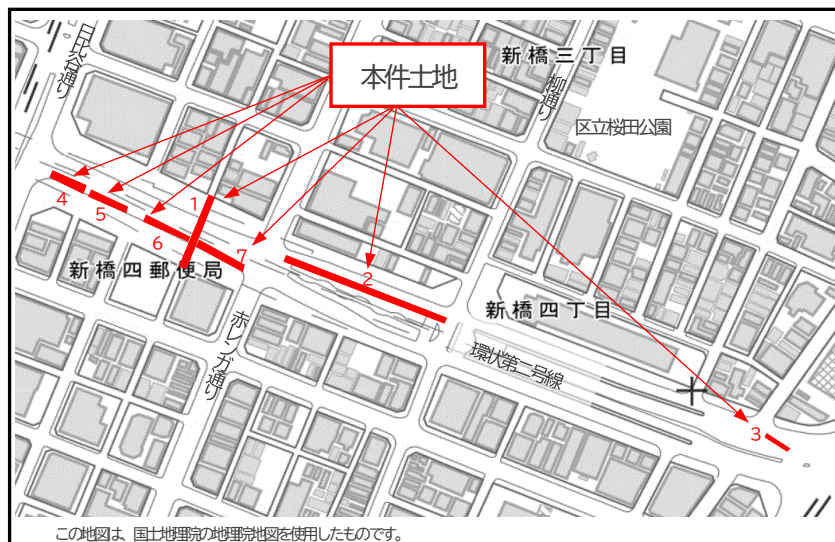
廃止した当該特別区道4路線に係る土地については、現状、普通財産として区が所有していますが、東京都が管理する環状第二号線の道路敷となっています。

道路を管理する上では、道路管理者と財産所有者は一致することが望ましいとされていることを踏まえ、東京都と協議した結果、当該土地を東京都に無償で譲渡することとします。

2 土地の表示

	所在（地番）	地積	備考
1	港区新橋四丁目9番26	160.61㎡	旧特別区道第14号線
2	港区新橋四丁目38番20	343.62㎡	旧特別区道第38号線
3	港区新橋四丁目4番95	67.99㎡	旧特別区道第40号線
4	港区新橋四丁目1番13	76.40㎡	旧特別区道第42号線
5	港区新橋四丁目5番14	84.18㎡	
6	港区新橋四丁目9番27	101.91㎡	
7	港区新橋四丁目13番21	106.28㎡	

3 案内図



4 譲渡の相手方
東京都

5 今後のスケジュール (予定)
令和3年8月 無償譲渡に係る契約締結